

平成24年 月 日

登録政治資金監査人の皆様

政治資金適正化委員会
委員長 上田 廣 一

政治資金監査に関するアンケート調査について
(協力依頼)

政治資金適正化委員会の運営に当たりましては、平素からご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、皆様方のご協力により、国会議員関係政治団体の政治資金監査制度は、平成21年分の収支報告から無事にそのスタートを切ることができたところです。

しかしながら、政治資金監査制度は、まだ3巡目を迎えたばかりであり、今後も改善・充実のための不断の見直しが求められております。

当委員会としては、政治資金監査制度の改善・充実のため、更なる検討を進めていく予定ですが、その検討に際しては、政治資金監査を担われる登録政治資金監査人の皆様から政治資金監査の実施状況やご意見等についてお聞きし、今後の当委員会における検討の参考とさせていただく必要があると考えております。

つきましては、業務ご多忙の折、誠に恐縮ですが、下記アンケートにご協力くださるようお願いいたします。

記

1. アンケート様式

別添のとおり（可能な範囲内でご回答いただければ結構です。）

2. 提出方法

同封の返信用封筒により、郵送にてご提出願います。

（※混雑が予想されますので、FAXによる提出はご遠慮願います。）

3. 提出期限

平成24年6月8日（金）まで【必着】

※ ご回答の内容につきましては、委員会での検討にのみ使用するものであり、その他の目的で使用することはありません。その際、アンケート結果を公表資料として使用させていただくことがありますが、無記名でのアンケートであることから、ご回答いただいた方の氏名等が特定されることはありません。また、記載内容から個人が特定されると見込まれるものは、公表資料として使用いたしません。

政治資金監査に関するアンケート

- 同封の返信用封筒により、郵送にてご提出願います。
※ 混雑が予想されますので、FAXによる提出はご遠慮願います。
- 平成24年6月8日（金）まで【必着】

【基本情報】

Q1. 登録政治資金監査人の登録時の士業の別をお聞かせ下さい。

- 弁護士として登録
- 公認会計士として登録
- 税理士として登録

【政治資金監査の実施状況】

Q2. これまでの政治資金監査の実施の有無について、お聞かせ下さい。

- 政治資金監査を実施したことがある
 - 【複数回答可】
 - 平成23年分の政治資金監査を実施した
 - 平成22年分の政治資金監査を実施した
 - 平成21年分の政治資金監査を実施した
- 政治資金監査を実施したことがない

【注】 「平成23年分の政治資金監査を実施した」に された方は Q3へ、
 されなかった方は Q13へ お進み下さい。

【注】Q3～Q12は、Q2で「平成23年分の政治資金監査を実施した」に☑された方のみご回答願います。

【平成23年分収支報告に係る政治資金監査の実施状況】

Q3. 政治資金監査の実施時期及び実施団体数をお聞かせ下さい。

【注】複数の月にまたがる場合は、政治資金監査報告書の日付の月により記入

1 月	()	団体
2 月	()	団体
3 月	()	団体
4 月	()	団体
5 月	()	団体
その他	()	団体 (解散等のため平成23年中に実施)
計	()	団体

Q4. 政治資金監査の事前準備（領収書等の整理・保存方法の指導・助言やその確認等）に要した実施日数等について、当該政治団体の支出規模別にお聞かせ下さい。

【注】事前準備業務に関する契約の有無を問いません。

実施日数等については、時間数にかかわらず実際に監査業務に従事した日数等で結構です（例えば、8時間をもって1日とカウントするなどの換算は不要。）。

複数団体ある場合は、支出規模ごとに平均人数を記入して下さい（おおよその人数で可。端数を付す場合は小数点以下1位まで。）。

事前準備等を実施した

支出規模	実施日数	従事した監査人数(1日当たり平均)	使用人等の数(1日当たり平均)
<input type="checkbox"/> 0円	()日	()人	()人
<input type="checkbox"/> ～5百万円未満	()日	()人	()人
<input type="checkbox"/> ～1千万円未満	()日	()人	()人
<input type="checkbox"/> ～2千万円未満	()日	()人	()人
<input type="checkbox"/> 2千万円以上	()日	()人	()人

事前準備等は実施しなかった

Q 5. 政治資金監査に要した実施日数等（Q 4の事前準備を除く）について、当該政治団体の支出規模別にお聞かせ下さい。

【注】実施日数等については、時間数にかかわらず実際に監査業務に従事した日数等で結構です（例えば、8時間をもって1日とカウントするなどの換算は不要。）。

複数団体ある場合は、支出規模ごとに平均人数を記入して下さい（おおよその人数で可。端数を付す場合は小数点以下1位まで。）。

支出規模	実施日数	従事した監査人数(1日当たり平均)	使用人等の数(1日当たり平均)
<input type="checkbox"/> 0円	() 日	() 人	() 人
<input type="checkbox"/> ~ 5百万円未満	() 日	() 人	() 人
<input type="checkbox"/> ~ 1千万円未満	() 日	() 人	() 人
<input type="checkbox"/> ~ 2千万円未満	() 日	() 人	() 人
<input type="checkbox"/> 2千万円以上	() 日	() 人	() 人

Q 6. 業務制限以外の関係は違法ではありませんが、政治資金監査を実施した政治団体との関係について、差し支えない範囲でお聞かせ下さい。

【参考】現行法令上の業務制限の範囲は以下のとおり。（政治資金規正法第19条の13第5項、同法施行規則第14条の2の3）

- ・ 国会議員関係政治団体の代表者、会計責任者、その職務代行者又はその配偶者
- ・ 国会議員関係政治団体の役職員又はその配偶者
- ・ 2号団体にあつては、当該団体が支持・推薦する公職の候補者又はその配偶者

いずれの政治団体とも、特段の関係はなかった

何らかの関係を有している政治団体があった

→ 【複数回答可】

かつて業務制限に該当する立場にあった。

当該政治団体の代表者等と親族関係（親子、兄弟姉妹等）。

同一の国会議員に係わる他の政治団体の役職員の立場にあった。

当該政治団体の会員であった。

当該政治団体に政治献金していた。

政治団体から何らかの業務を受託していた。

その他（)

Q 7. 政治資金監査マニュアルに即して、登録政治資金監査人が政治資金監査に必要な各確認事項について遺漏なく対応できるよう、当委員会では「政治資金監査チェックリスト」を作成・公表していますが、その活用状況をお聞かせ下さい。

【参照】「政治資金監査に関する研修テキスト」（平成22年9月改定版）
→P83～「政治資金監査チェックリスト」

(平成23年分の政治資金監査時における活用状況)

- 活用した
- 活用しなかった

(今後の方針)

- 活用していきたい
- 活用するつもりはない

Q 8. 登録政治資金監査人が政治資金監査報告書を適正に作成できるよう、当委員会は「政治資金監査報告書チェックリスト」を作成・公表していますが、その活用状況をお聞かせ下さい。

【参照】「政治資金監査に関する研修テキスト＝増補版＝」（平成23年12月）
→P9～「政治資金監査報告書チェックリスト」

(平成23年分の政治資金監査時における活用状況)

- 活用した
- 活用しなかった

(今後の方針)

- 活用していきたい
- 活用するつもりはない

Q11. 会計責任者が行政庁へ収支報告書等を提出した際、行政庁による形式審査において不備の指摘等を受けた場合に、その内容について登録政治資金監査人に連絡するよう会計責任者等に伝えてありますか。

伝えている

伝えていない

今後伝える予定

伝えるつもりはない

Q12. 会計責任者が収支報告書等を行政庁へ提出した後に、政治資金監査時に登録政治資金監査人に対し会計責任者等が示した書類又は説明した内容に変更が生じた場合には、再度登録政治資金監査人の確認を受けることが適当とする旨の当委員会の見解（平成22年12月）等を踏まえ、そのような事案が生じた場合には登録政治資金監査人に連絡をするよう会計責任者等に伝えてありますか。

【参照】「政治資金監査に関する研修テキスト＝増補版＝」（平成23年12月）

→P28～「②領収書等の再発行」、P29～「③収支報告書の訂正」

伝えている

伝えていない

今後伝える予定

伝えるつもりはない

【注】 Q13からは全員ご回答願います。

【現行制度について】

Q13. 政治資金規正法上、登録政治資金監査人に対しては一定の業務制限が設けられていますが、その範囲についてどのようにお考えになりますか。

【参考】 現行法令上の業務制限の範囲は以下のとおり。

- ・ 国会議員関係政治団体の代表者、会計責任者、その職務代行者又はその配偶者
- ・ 国会議員関係政治団体の役職員又はその配偶者
- ・ 2号団体にあつては、当該団体が支持・推薦する公職の候補者又はその配偶者

業務制限の対象範囲の拡大を検討しても良いと思う

→ 検討しても良いと思う対象 **【複数回答可】**

法令上の業務制限には該当しないものの、政治資金監査制度の趣旨から適当ではないとされている者（※）

（※） 年の途中まで国会議員関係政治団体の会計責任者等の役職にあった者が辞任し、登録政治資金監査人として、当該団体の当該年に係る政治資金監査を行う場合など
（「政治資金監査に関する研修テキスト」 P 3 2 中の 7 枠内、Q & A II 参照）

親子・兄弟等の一定の近親関係にある者

同一の国会議員に係る他の政治団体の代表者等の立場にある者

政治献金をしている者

会員になり会費を支払っている者

その他（ ）

現行のままで良いと思う

わからない

Q14. 政治資金規正法施行規則で定められている現行の支出項目の区分の分類について、政治資金監査上、問題があると感じる点等がありますか。

【参考】 1. 現行の支出項目の区分の分類

- ・ 経常経費 … 人件費、光熱水費、備品・消耗品費、事務所費
- ・ 政治活動費 … 組織活動費、選挙関係費、機関誌紙の発行その他の事業費、調査研究費、寄附・交付金、その他の経費

2. 参照資料（当委員会HP掲載）

平成21年度第2回委員会「(資料1) 支出項目の区分の分類について」

問題があると思う

→具体的にどのような点に問題があり、どのようにすべきと考えますか

[]

特に問題はないと思う

わからない

Q15. その他、政治資金監査マニュアル等で提示している政治資金監査の調査方法等に関して、改善が必要と考えられる事項があれば、お聞かせ下さい。

一般 監査 指針	全数調査 (テキスト P40)	
	現地調査 (テキスト P41)	
	現物確認 (テキスト P42)	
	その他 (テキスト P42～46)	
個別 監査 指針	第1号監査事項 (テキスト P47～48)	
	第2号監査事項 (テキスト P48～58)	
	第3号監査事項 (テキスト P58～59)	
	第4号監査事項 (テキスト P60～61)	
会計責任者等に対する ヒアリング (テキスト P62～68)		
政治資金監査報告書 (テキスト P69～80)		
その他 (監査対象団体の 範囲など)		

※記入欄に書ききれない場合は、項目を特定の上、別紙に記入しても差し支えありません。

Q16. 当委員会では、登録政治資金監査人の皆様に対し各種情報の提供にも努めているところですが、ご感想をお聞かせ下さい。

(1) ホームページによる情報提供

有用な情報は十分提供していると思う

情報は十分提供しているとは思いますが、必要な情報が探しにくい（見にくい）

不十分である

（具体的に

(2) フォローアップ説明会や質疑照会等を通じた情報提供

適切に対応していると思う

必ずしも十分とは言えないが、よく対応している方だと思う

不十分である

（具体的に

～ ご協力ありがとうございました ～